

## 第1章 計画策定の概要

# 1 緑の基本計画とは

## (1) 緑の基本計画策定の目的と背景

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って策定する、「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

都市の緑地に関する計画については、「緑のマスタープラン」により進められてきました。しかし、近年の環境問題や自然とのふれあい、レクリエーションに対する市民の関心の高まりに応え、豊かな緑とうるおいのあるまちづくりを進めるため、この計画を強化し、一定の目標の下に、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する諸施策を総合的・計画的に推進していく必要があります。このような観点から、平成6(1994)年6月の都市緑地保全法(現在の都市緑地法)の改正に伴い「緑の基本計画」が創設されました。

このようなことから、本計画では、公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策をとりまとめ、市・市民・事業者が一体となった体系的・総合的な施策を展開することで緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

## (2) 計画改訂にあたって

平成19(2007)年3月に「習志野市緑の基本計画」が策定されてから、15年が経過し、令和7(2025)年には計画の最終年次を迎えます。平成26(2014)年度には、地球温暖化問題の顕在化や、少子高齢化の進行等の社会情勢の変化、東日本大震災の発生などを踏まえ、計画のテーマや基本方針、目標年次は継承しつつ、計画の改訂を図りました。一方近年では、平成29(2017)~30(2018)年にかけて、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の6つの法律が改正されたことや、新たなまちづくりに向けた市街地開発など、本市を取り巻く自然環境も変わりつつあります。

このようなことから、改めて緑の現況量を把握・解析し、新たな目標を設定すべく、計画の改訂を行うものです。なお、引き続き計画のテーマや基本方針、目標年次は継承します。

## (3) 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、次のような様々な計画に整合を図り、緑地の保全・創出に関する施策等を総合的に示した計画とします。



#### (4) 本計画の対象となる緑

##### ① 緑とは

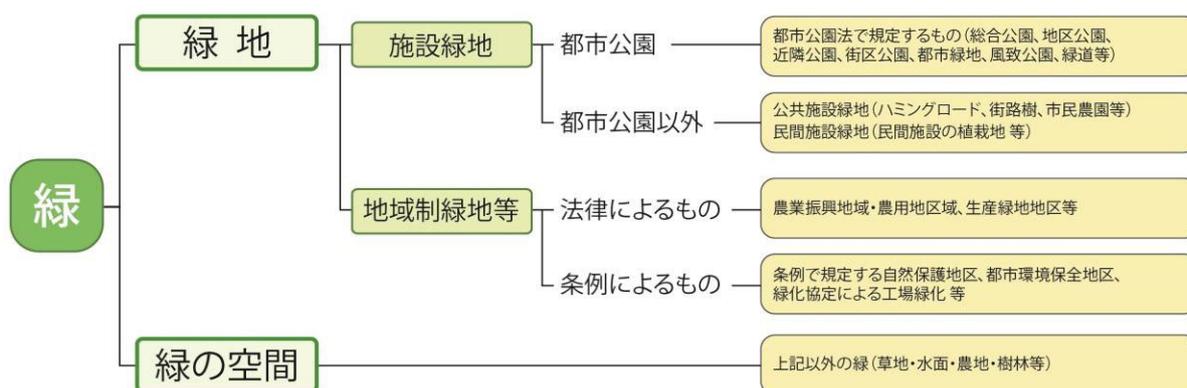
本計画における「緑」は、公園や緑地、道路等の公共空間の緑をはじめ、学校等の公共公益施設の緑、民有地の緑、さらに農地や水辺等を指します。また本計画では、これらを「緑地」と「緑の空間」に分類します。

##### ② 緑地とは

本計画における「緑地」は、法制度及び社会通念的な位置づけにより、「緑」が確保される土地を指し、「施設緑地」と「地域制緑地等」で構成されます。

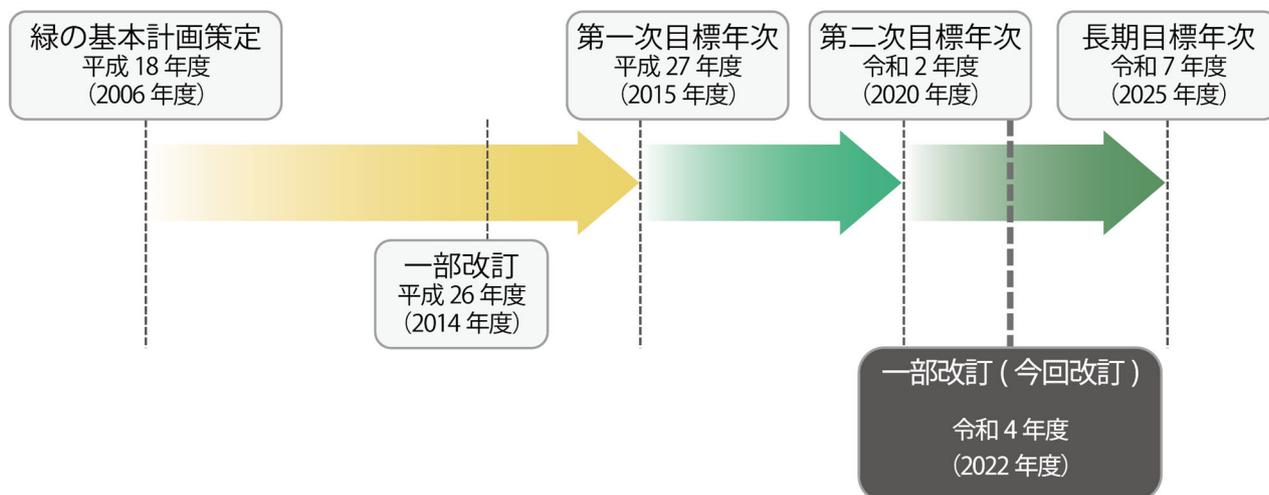
##### ③ 緑の空間とは

本計画における「緑の空間」は、「緑地」に含まれない草地や水面等の緑を指します。



#### (5) 計画の目標年次

計画の目標年次は、次のとおり設定します。

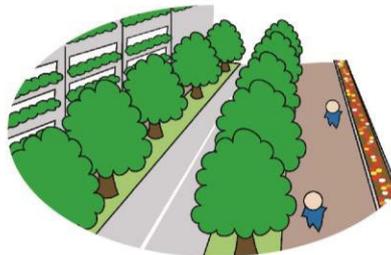


## 2 緑の役割

都市の緑には、次のような役割があります。

### 都市環境の維持・改善

- 酸素の供給
- 二酸化炭素の吸収・大気の浄化
- ヒートアイランド等都市気象の緩和
- 騒音の緩和



### 都市の安全性の向上

- 災害時の一時避難場所・避難路
- 火災の延焼防止
- 消防やボランティアの救援・復旧活動拠点
- 水資源の涵養・都市型水害の軽減・土砂流出等の自然災害の防止

### 都市の自然生態系の保全

- 野生生物の生育地・生息地の確保

### 都市の景観の形成

- 地域の気候・風土に適應した緑の景観の形成
- 四季の変化と多様性のある緑の景観の形成
- ランドマークや史跡等と一体となった景観の形成
- うるおい・彩りのある景観の形成

### レクリエーションの場の提供

- 日常的なレクリエーションの場の提供
- 自然とふれあう機会の創出
- 森林浴等によるリフレッシュ効果



### 環境学習の場の提供

- 身近な環境を学ぶ場の提供

また、習志野市の緑の特徴的な役割として、次のようなものがあります。

### 世界の国々との協力のもとでの 環境保全・再生

- 谷津干潟を中継点とする渡り鳥のための環境づくり
- オーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続